

【重要事項説明書 別紙】

利用料金表

訪問介護費			令和 6 年 6月 1日 改定				
保険給付内介護サービス利用料	1 回 あ た り の 基 本 料 金	サービス内容	単位	介護報酬額	利用者負担割合		
		身体介護	20分未満	1,858 円	186 円	372 円	558 円
			20分以上30分未満	2,781 円	279 円	557 円	835 円
			30分以上1時間未満	4,411 円	442 円	883 円	1,324 円
			1時間以上1時間30分未満	6,463 円	647 円	1,293 円	1,939 円
			1時間30分以上30分毎	934 円	94 円	187 円	281 円
		生活援助	20分以上45分未満	2,040 円	204 円	408 円	612 円
			45分以上	2,508 円	251 円	502 円	753 円
	加 算 料 金	初回加算	1月につき	2,280 円	228 円	456 円	684 円
		緊急時訪問介護加算	1回につき	1,140 円	114 円	228 円	342 円
		生活機能向上連携加算(Ⅰ)	1月につき	1,140 円	114 円	228 円	342 円
		生活機能向上連携加算(Ⅱ)		2,280 円	228 円	456 円	684 円
		認知症専門ケア加算(Ⅰ)	1日につき	34 円	4 円	7 円	11 円
		認知症専門ケア加算(Ⅱ)	1日につき	45 円	5 円	9 円	14 円
		二人派遣加算	1回につき	該当する金額の100%に 相当する金額	左記の1割	左記の2割	左記の3割
		早朝・夜間加算	1回につき	該当する金額の25%に 相当する金額	左記の1割	左記の2割	左記の3割
		深夜加算	1回につき	該当する金額の50%に 相当する金額	左記の1割	左記の2割	左記の3割
		介護職員等 処遇改善加算Ⅱ	1月につき	上記のうち該当する金額の 合計の22.4%に相当する金額	左記の1割	左記の2割	左記の3割
		特定事業所加算Ⅱ	1月につき	上記のうち該当する金額の 合計の10%に相当する金額	左記の1割	左記の2割	左記の3割

- ※ 基準による料金算定の1円未満端数処理等の関係で、複数日(回)ご利用の場合の請求額が、記載された金額にご利用日(回)数を乗じた金額と異なる場合があります
- ※ 介護保険からの給付サービスを利用する場合は、介護保険適用時の自己負担額です
ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額利用者様の負担となります
- ※ 早朝・夜間加算は、午前6時～午前8時、午後6時～午後10時、深夜加算は午後10時～午前6時に訪問介護を実施した場合に算定します
- ※ 2人派遣加算は、やむを得ない事情で、かつ、利用者の同意を得て、2人で訪問介護実施した場合に算定します
- ※ 上表の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者様の訪問介護計画に定められた目安の時間を基準とします
- ※ 令和4年10月1日より特定事業所加算Ⅱを算定します
- ※ 令和6年6月1日より介護職員等処遇改善加算Ⅱを算定します